

障害者総合支援法 見直しの方角性は

障害者総合支援法改正法の施行後3年を目途とした見直しに向け、地域における障害者支援、障害児通所支援のあり方、障害者の就労支援等について議論していた社会保障審議会障害者部会では、2021年12月16日に中間整理をとりまとめました。この内容と、事業者に求められる対応等についてみていきます。

障害児支援に関する議論については終了

障害者の日常生活・社会生活の支援や障害児の発達支援のための障害福祉サービス等については、障害者総合支援法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（および児童福祉法により実施されている。2016（平成28）年には、両法の一部改正が成立し、2018（平成30）年4月から施行。その際、施行後3年を目途として施行状況等を勘案しつつ検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講ずることとされた。

2021（令和3）年3月から社会保障審議会障害者部会で施行状況等についての議論が開始され、同年12月16日に「障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて 中間整理」（以下、中間整理）が公表された。

なお、「労働政策審議会障害者雇用分科会」では障害者雇用率制度をはじめとする諸制度や施策についての審議が、「地域で安心して暮らせる精神保健医療福祉体制の実現に向けた検討会」では精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた具体的、実効的な仕組み・体制についての議論が継続している。

これら関連する審議会等の議論の進捗状況も踏まえた今回の中間整理では、①一定の方向性を得るに至った障害児支援に関する論点、②それ以外のさらに議論が必要な事項に分けて整理している。①については今回の中間整理に基づき必要な措置を講じていく方針が示され、②については、同部会での議論を継続し、2022年半ばまでを目途に最終的な報告書を取りまとめることを目指している。中間整理の主なポイントは、以下の通りとなっている。

児童発達支援センターとそれ以外の施設との役割・機能の違いを明確化

①の障害児支援については、2012（平成24）年施行の改正児童福祉法で、障害種別ごとに分かれていた障害児のサービス給付体系が通所・入所の利用形態別に一元化されるとともに、放課後等デイサービスや保育所等訪問支援が創設された。しかし、一部に併設の医療機関の医療をあわせて実施している実態があること等を考慮し、児童発達支援センターは「福祉型」と肢体不自由児を対象とする「医療型」に分け、障害種別による類型が残されている（図1）。

また、児童発達支援・放課後等デイサービスについては、2012（平成24）年の制度再編以降、発達障害の認知の広がりや、女性の就業率の上昇に伴う預かりニーズの増加により、サービス量が大きく拡大している一方（図2）、一部の児童発達支援・放課後等デイサービスで行われている支援は、十分な専門性を有しているとはいいがたく、適切な発達支援を提供する環境整備の妨げとなっている



との指摘がある。
 こうした現状と課題を踏まえ、中間整理では、児童発達支援センターの役割・機能として、

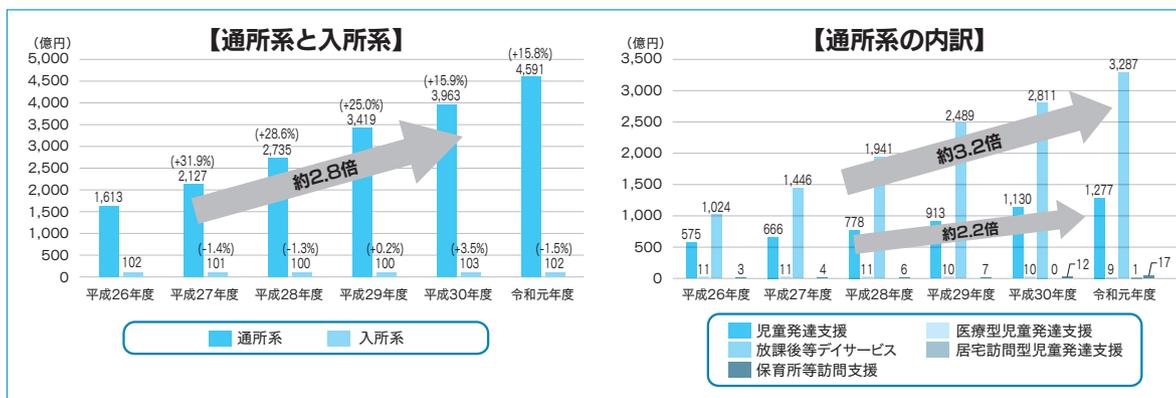
① 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能
 ② 地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能（見

る機能）
 ③ 地域のインクルージョン推進の中核としての機能
 ④ 地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能
 を求めている。これらは、現状では児童発達支援センター以外の施設との役割・機能の違いが明確ではないことによるものである。
 また、こうした役割・機能を総合的に果たすため、児童発達支援センターは、「保育所等訪問支援」や「障害児相談支援」としての指定をあわせて有することを原則とする必要性が指摘されている。
 児童発達支援については、障害種別にかかわらず、身近な地域で必要な発達支援を受けられるようにするという障害児通所支援の理念をさらに進めるため、「福祉型」と「医療型」に区別せずに一元化する方向とし、すべての児童発達支援事業所において、肢体不自由児以外も含めた障害児全般に対する支援を行うべき、としている。
 なお、「医療型」は、2021（令和3）年8月実績で事業所数は85、利用者数は1681人となっており（4頁図3）、総費用額、利用児童数、請求事業所数ともに減少傾向にある。

図1 児童発達支援

○対象者 ■療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児	
○サービス内容 ■日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。	○主な人員配置 ■児童発達支援センター ・児童指導員及び保育士 4:1以上 ・児童指導員 1人以上 ・保育士 1人以上 ・児童発達支援管理責任者 1人以上 ■児童発達支援センター以外 ・児童指導員及び保育士 10:2以上（令和5年3月31日までは障害福祉サービス経験者を人員配置に含めることが可能） ※うち半数以上は児童指導員または保育士 ・児童発達支援管理責任者 1人以上
○報酬単価(令和3年4月～) ■基本報酬(利用定員等に応じた単位設定) ■児童発達支援センター ・難聴児・重症心身障害児以外 778～1,086単位 ・難聴児 975～1,384単位 ・重症心身障害児 924～1,331単位 ※重症心身障害児以外で医療的ケア児を受け入れる場合、医療的ケアスコア及び看護職員の配置状況に応じて、上記より667～2,000単位高い単位となる。 ■児童発達支援センター以外 ・重症心身障害児以外(主に未就学児を受け入れる事業所) 486～885単位 ・重症心身障害児以外(主に未就学児以外を受け入れる事業所) 404～754単位 ・重症心身障害児 837～2,098単位	
■主な加算 ■個別サポート加算(Ⅰ) → ケアニーズが高い障害児が利用した場合に加算 100単位 ■個別サポート加算(Ⅱ) → 要保護・要支援児童を受け入れ、保護者の同意を得て、公的機関や医師等と連携し支援した場合に加算 125単位 ■事業所内相談支援加算(Ⅰ)(Ⅱ) → 障害児や保護者の相談援助やペアレント・トレーニングを行った場合に加算 ・事業所内相談支援加算(Ⅰ)(個別) 100単位 ・事業所内相談支援加算(Ⅱ)(グループ) 80単位	■児童指導員等加配加算(利用定員等に応じた単位設定) → 基準人員に加え、理学療法士等、保育士、児童指導員等の者を加配した場合に加算 ・理学療法士・保育士等 22～374単位 ・児童指導員等 15～247単位 ・その他従業者(資格要件なし) 11～180単位(手話通訳者・手話通訳士を含む) ■専門的支援加算(利用定員等に応じた単位設定) → 基準人員に加えて、専門的な支援の強化のため、理学療法士等、5年以上児童福祉事業に従事した保育士または児童指導員を加配した場合に加算 ・理学療法士・保育士等 22～374単位 ・児童指導員 15～247単位 ■看護職員加配加算(Ⅰ)(Ⅱ)(利用定員等に応じた単位設定) → 重症心身障害児が医療的ケアを必要とするときに看護職員を基準(1人以上)より多く配置した場合に加算 ・1人加配 80～400単位 ・2人加配 160～800単位
○事業所数 8,731 (国保連令和3年8月実績) ※福祉型児童発達支援センター施設数:601(令和元年10月(令和元年社会福祉施設等調査)) 医療型児童発達支援センター施設数:84(令和3年8月実績(国保連データ))	○利用者数 129,938 (国保連令和3年8月実績)

図2 障害児サービスに係る費用の推移(他制度との比較)



児童発達支援センターが障害児通所支援事業所に対し、支援内容等への助言・援助等を行う機能）
 ④ 地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能
 を求めている。これらは、現状では児童発達支援センター以外の施設との役割・機能の違いが明確ではないことによるものである。
 また、こうした役割・機能を総合的に果たすため、児童発達支援センターは、「保育所等訪問支援」や「障害児相談支援」としての指定をあわせて有することを原則とする必要性が指摘されている。
 児童発達支援については、障害種別にかかわらず、身近な地域で必要な発達支援を受けられるようにするという障害児通所支援の理念をさらに進めるため、「福祉型」と「医療型」に区別せずに一元化する方向とし、すべての児童発達支援事業所において、肢体不自由児以外も含めた障害児全般に対する支援を行うべき、としている。
 なお、「医療型」は、2021（令和3）年8月実績で事業所数は85、利用者数は1681人となっており（4頁図3）、総費用額、利用児童数、請求事業所数ともに減少傾向にある。

図1・2…第123回社会保障審議会障害者部会 参考資料より



続きは、

月刊誌 **WAM**

本誌にてご覧ください。

定期購読のごあんない

月刊誌「WAM」は1年間の定期購読誌です。

購読料／1年間・・・7,524円(税、発送料込)

体裁／A4変型判 本文36ページ

編集／独立行政法人福祉医療機構

編集協力・発行／株式会社法研

定期購読のお申し込みはこちら

お問い合わせ

〒105-8486 東京都港区虎ノ門4-3-13ヒューリック神谷町ビル9階
独立行政法人福祉医療機構 総務部 広報課
TEL:03-3438-9240 fax:03-3438-9949